



独立行政法人国際協力機構(JICA) (資料編)

2019年6月



独立行政法人 国際協力機構

目次

I. JICA債(ソーシャルボンド)について	P. 3
II. 政策的位置づけ	P. 9
III. 円借款の概要	P. 14
IV. 民間連携、地方における取組	P. 17
V. 国際協力機構のESG	P. 25
(参考)一般勘定予算及び決算	P. 34

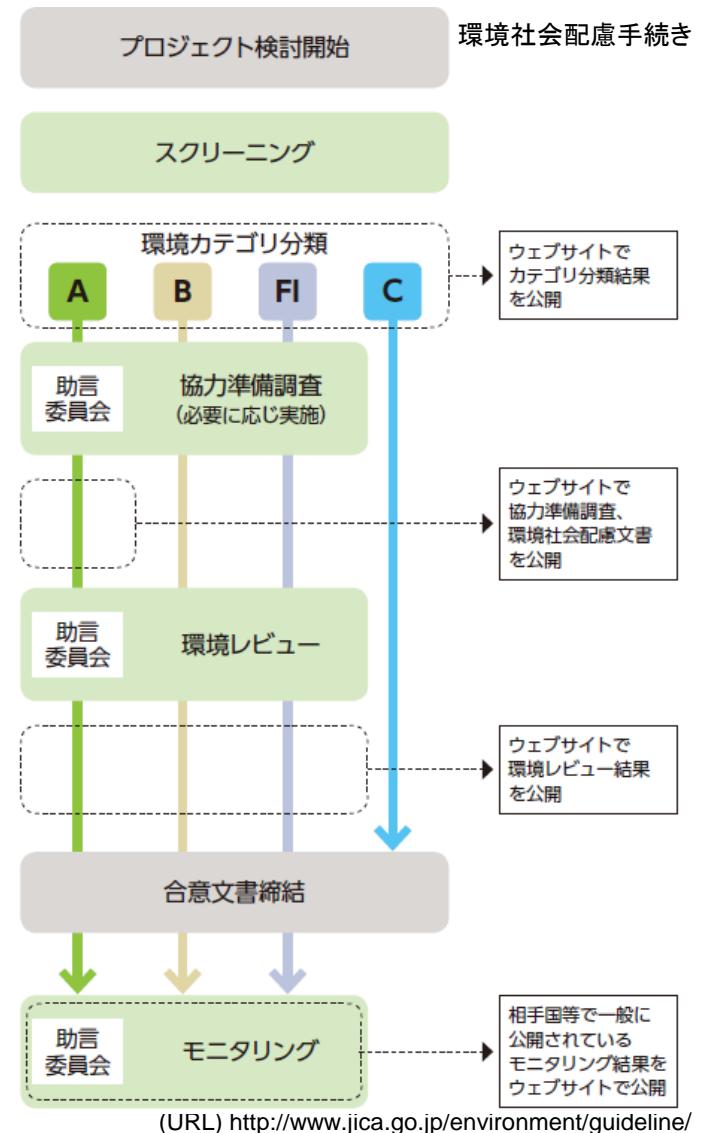
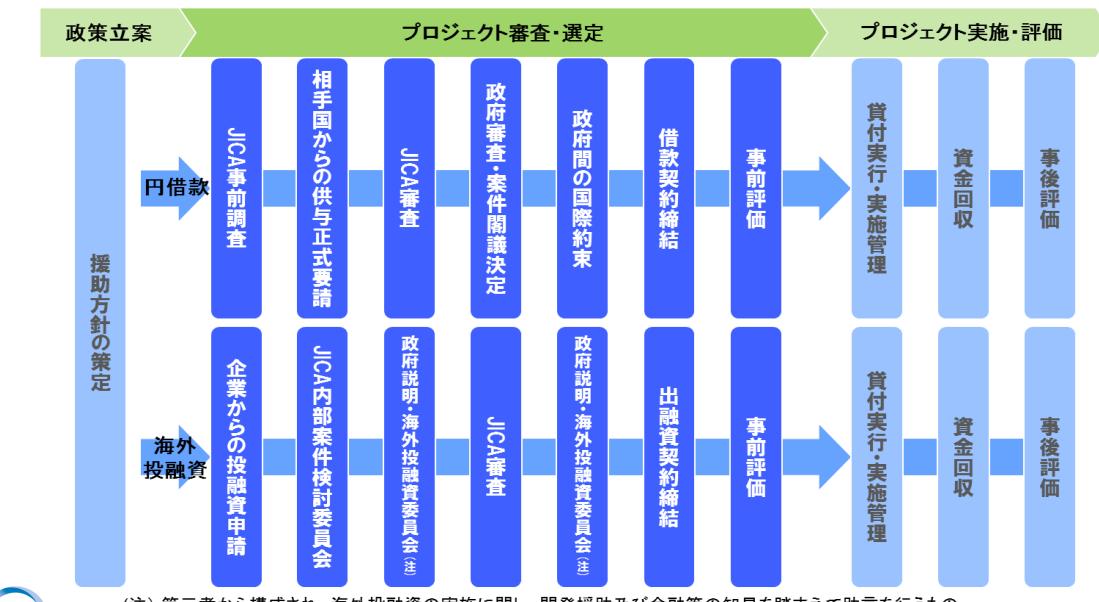
I . JICA債(ソーシャルボンド)について：事業評価・選定プロセス

環境・社会への配慮

- JICAの有償資金協力業務では、環境社会配慮ガイドラインに基づき、開発事業が与える可能性のある環境社会影響の回避・緩和に努めています
- 同ガイドラインでは、環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を設定し、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アクションタビリティーを確保しています

基本方針に基づいた事業の実施

- 事業評価・選定は、経済協力開発機構が定める国際標準である「DAC評価5項目」に基づき行われます
- その結果は事前評価表として全案件がJICAホームページに公開されます



I . JICA債(ソーシャルボンド)について：資金管理

「資金管理」における透明性確保に向けて

- JICAでは会計検査院、会計監査人、監事の3者体制による検査・監査の仕組みにより常時点検・確認されています
- JICA法第17条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務は、経理を区分し、それぞれの勘定(有償資金協力勘定、一般勘定)を設けて、整理されており、両勘定間の資金流用は認められていません

検査・監査体制



- 会計検査院:** 国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する機関。
(日本国憲法第90条および会計検査院法第20条)
- 会計監査人:** 公認会計士または監査法人。独立行政法人は財務諸表、事業法億書及び決算報告書について会計監査人の外部監査を受けねばならない。
(独立行政法人通則法第39条)
- 監事:** JICA内部の保有財産及び理事の業務執行を内部監査する役職。JICAでは3名の監事を置いている。
(独立行政法人通則法第18条およびJICA法8条)

「資金管理」に関する情報公開

- ホームページに事業年度毎の決算公告として監査結果を公開しています

独立行政法人 国際協力機構

文字サイズ 標準 大きく English Français Español

サイトマップ よくある質問 お問い合わせ Google カスタム検索 検索

国際協力に参加したい方 NGOの方 研究者の方 メディアの方 企業の方(民間連携) 投資家の方 サイト活用ガイド

ホーム JICAについて 事業・プロジェクト 各国における取り組み ニュース 國際協力・ODAについて

平成29事業年度決算公告

平成29事業年度決算公告

一般勘定

- 財務諸表 (PDF/630KB)
- 事業報告書 (PDF/653KB)
- 決算報告書 (PDF/197KB)
- 会計監査報告 (PDF/1,10MB)
- 監査報告 (PDF/73.8KB)

有償資金協力勘定

- 財務諸表 (PDF/400KB)
- 事業報告書 (PDF/920KB)
- 決算報告書 (PDF/106KB)
- 会計監査報告 (PDF/420KB)
- 監査報告 (PDF/105KB)
- (参考) 銀貸金等の状況

※独立行政法人国際協力機構法第28条第1項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第2項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第42に基づき、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及び行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

I . JICA債(ソーシャルボンド)について:セカンドオピニオン / TOKYO PRO-BOND Market上場

「セカンド・オピニオン」の取得と概要

- JICAは、JICA債の発行にあたり、ICMAが発行するソーシャルボンド原則(SBP)に基づき、「ソーシャルボンドとしてのJICA債」について、株式会社日本総合研究所(以下、日本総研)からのセカンド・オピニオンを取得し、**「JICA債」はソーシャルボンド原則が示す、社会課題への対応を目的とした「ソーシャルボンド」の特性に従うものである**、との評価を得ています
- 上記評価は、ソーシャルボンド原則が債券発行体に情報開示を求める「資金使途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートイング」の4項目を日本総研が評価した結果に基づくものです



資金使途

- JICA債の調達資金が充当される有償資金協力事業では、その対象業種および対象国選定において**明瞭な適格基準が設定されている**と言える。

事業評価・選定プロセス

- JICA事業では**SBPが推奨する外部レビューの体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できている**ことを評価する。

資金管理

- JICA債の**調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されている**と判断する。

レポートイング

- 有償資金協力事業の全件で定量的・定性的な事前評価と事後評価が公開されており、**極めて透明性の高い情報開示が実施されている**。

TOKYO PRO-BOND Market上場

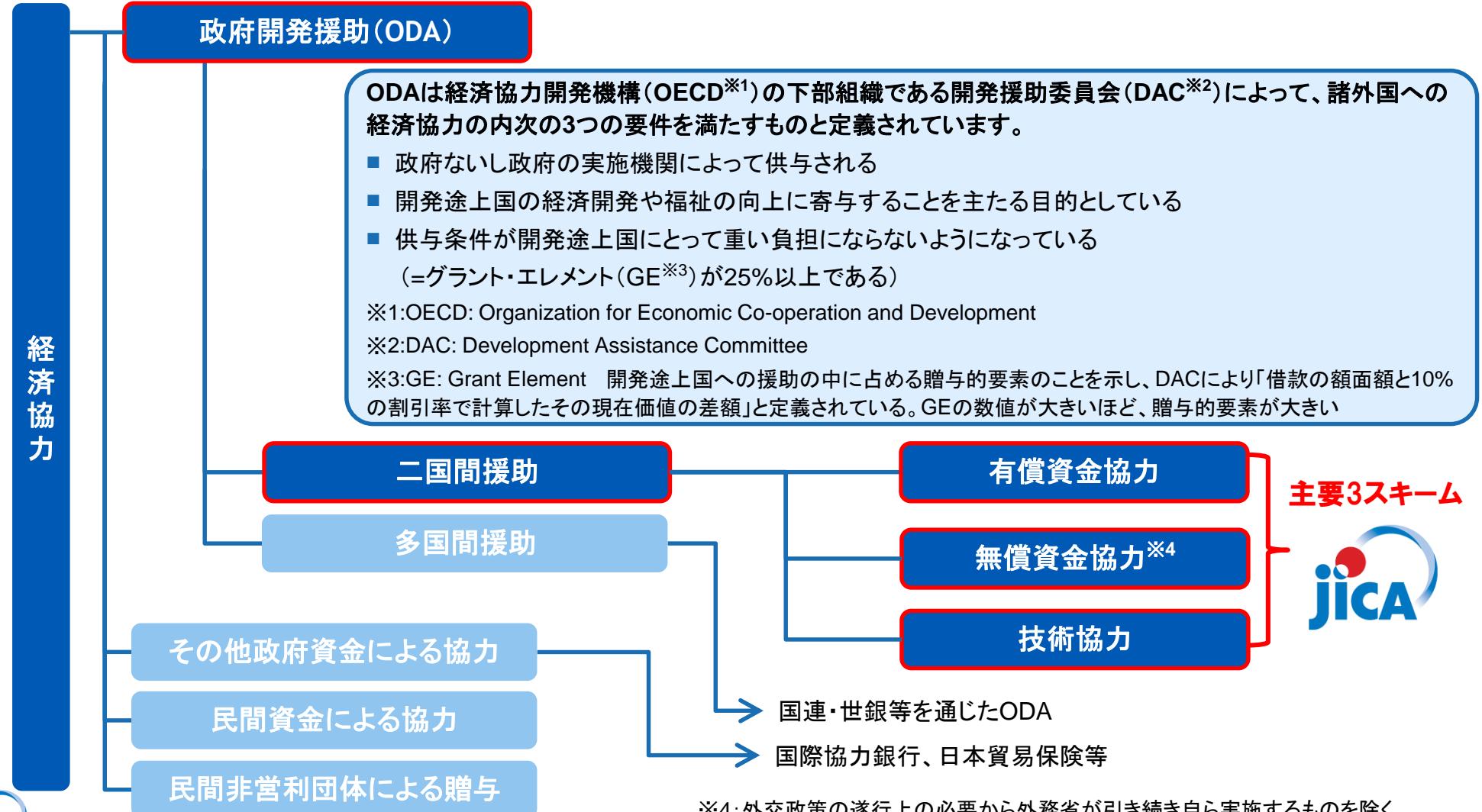
- JICA債は、2018年6月に株式会社東京証券取引所が運営するTOKYO PRO-BOND Marketへ上場し、同Marketのグリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォームに登録しています。
- JICAは同Market上場を通じ、(1)ESG市場活性化、(2)日本政府が推進する「アジア債券市場育成イニシアティブ」、(3)東京都が推進する「国際金融都市・東京」構想への貢献を目指しています。
- JICA債は、金融商品取引法第二章の適用外となる財投機関債であり、特定投資家向け私募に該当しないため、同Market上場に拘らず、一般投資家を含む全ての投資家への販売が可能となっている公募債です。



JPX
TOKYO STOCK EXCHANGE

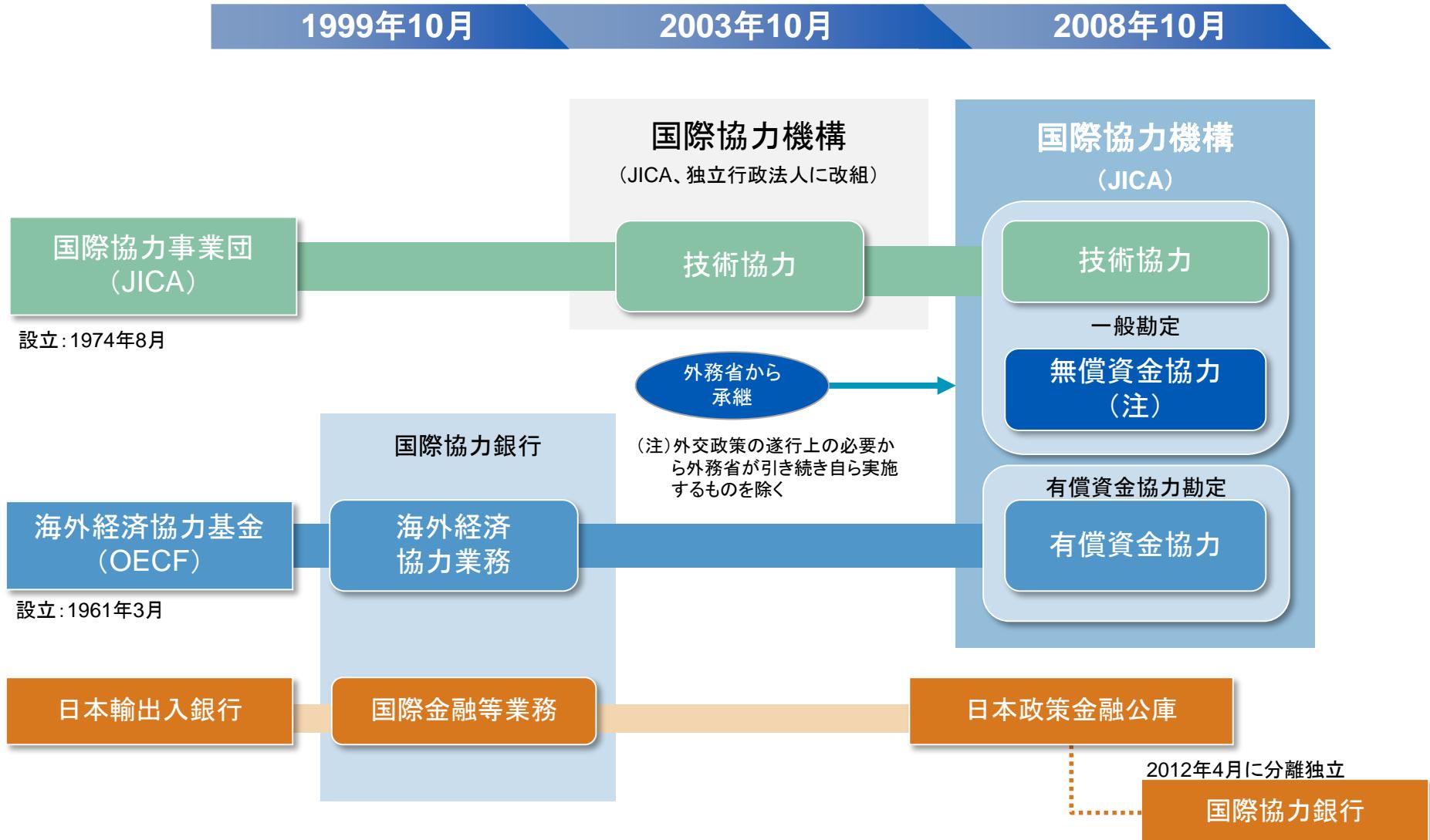
II.政策的位置づけ：経済協力におけるJICAの役割

- JICAは日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国に対する国際協力を展開しています。



Ⅱ.政策的位置づけ：JICA組織再編経緯

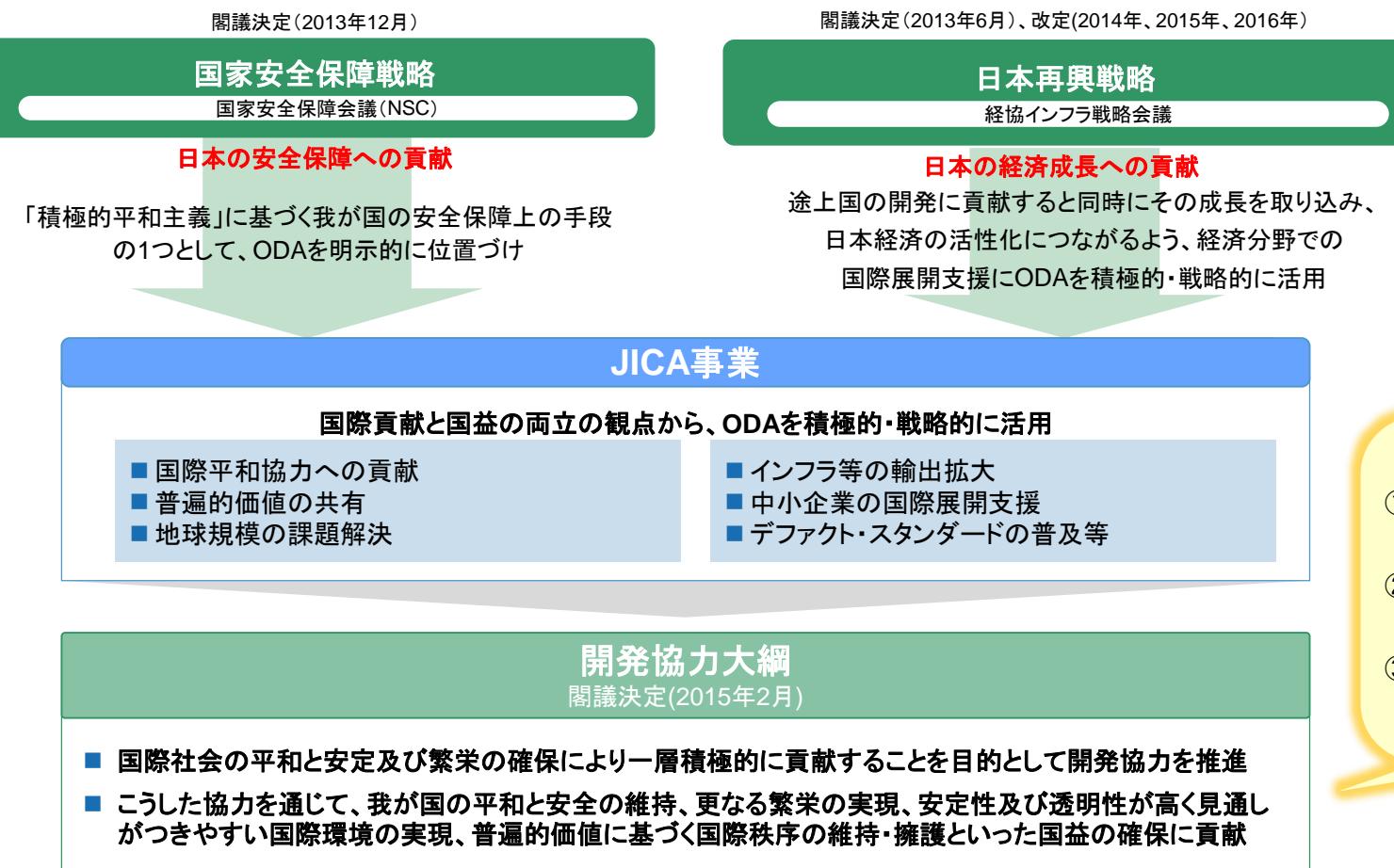
- JICAは日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国に対する国際協力を展開しています。



Ⅱ.政策的位置づけ：日本の国家戦略とJICA事業

日本の国家戦略におけるJICAの位置づけ

- 2013年度に策定された、①「**国家安全保障戦略(NSS)**」及び、②「**日本再興戦略**」において、ODA等の事業を通じてJICAが果たすべき役割が明示的に位置づけられました。JICAに対して、経済成長戦略及び安全保障戦略という主要な二本の国家戦略における貢献が期待されており、その方針は、2015年2月に改定された「開発協力大綱」に引き継がれています。



重点課題

- ①「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- ②普遍的価値の共有、平和で安定な社会の実現
- ③地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の実現

Ⅱ.政策的位置づけ：質の高いインフラ投資関連施策

円借款の制度改革

- 2015年5月21に東京都内で開催された「第21回国際交流会議 アジアの未来」において、安倍総理により「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱が公表されました。
- その後、2015年11月のASEANビジネス投資サミットにおいて「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、2016年5月には伊勢志摩サミットにおいて「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、安部総理より円借款、海外投融資等の制度改善策が発表されました。これを受け、JICAは円借款の利便性のさらなる向上に取り組んでまいります。

「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱

第一の柱

日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化

第二の柱

日本とADBのコラボレーション

第三の柱

JBICの機能強化等によるリスク・マネーの供給倍増

第四の柱

「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着

円借款の制度改革

- 円借款の迅速化
- ドル建て借款の創設及び外貨返済型円借款の活用拡大
- サブ・ソブリン円借款における新たな対応(政府保証の例外的免除)
※いずれもJICAの財務健全性を確保することを前提とする施策

ADBとの業務協力

- 2015年12月17日にADBとJICAは具体的な連携枠組みにかかる覚書を締結。主な内容は以下の通り。
- PPP等民間インフラ案件支援のための信託基金創設(2016年3月30日に信託基金設立契約を締結した)
 - 公共インフラ整備促進のための開発途上国政府向け協調融資枠組み

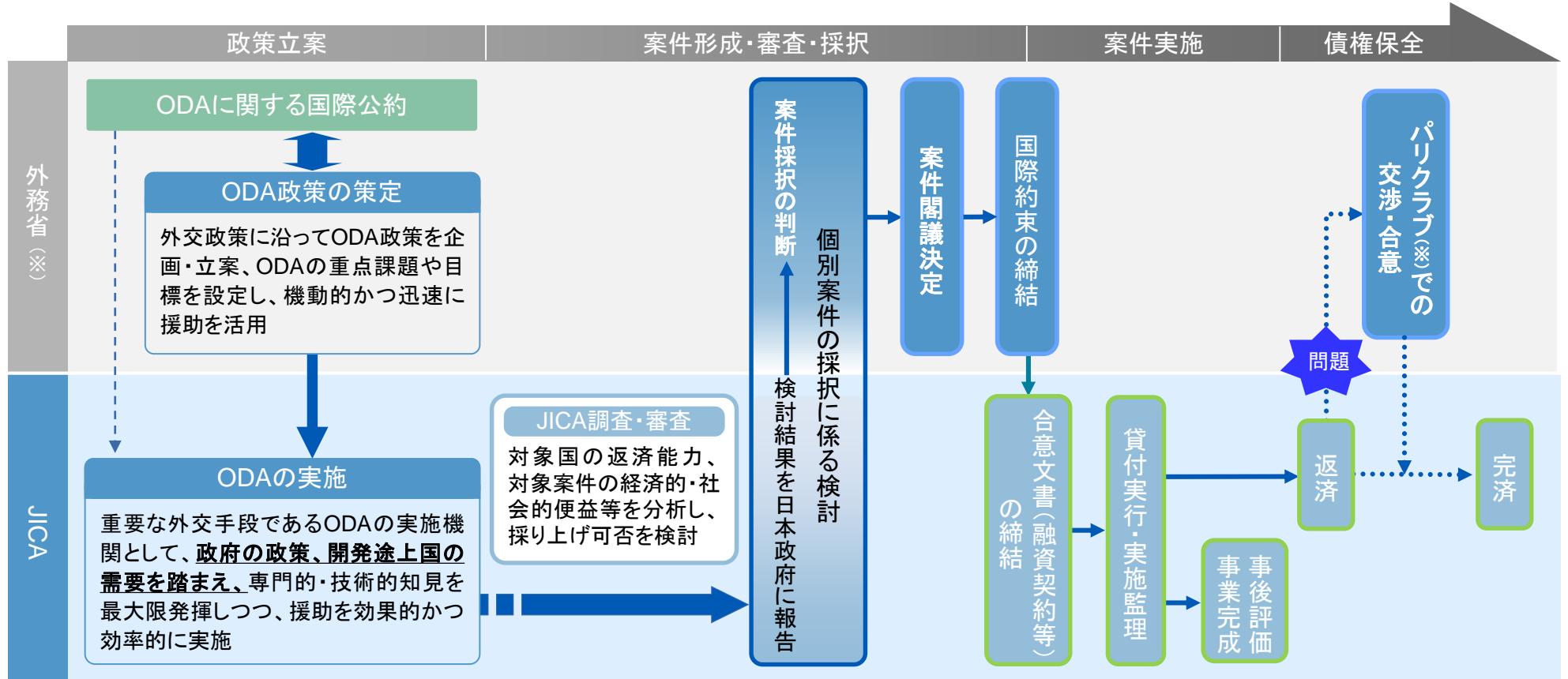
日本のインフラ技術の普及

- 途上国から視察団・研修員を積極的に受け入れ(技術協力)、日本の優れたインフラ技術をグローバルに普及
- 質の高いインフラ投資のモデルケースとしてJICAのインフラ案件を世界に発信(政府は「質の高いインフラ投資事例集」を作成し、世界中の国々と共有)

II. 政策的位置付け：JICA業務と日本政府との関係

- JICAの業務は、日本政府のODAに関する国際公約を主とする政策に基づき、政府と連携しつつ実施されます。個別案件の審査、実施、評価などはJICAが実施しますが、方針策定から個別案件の審査・採択及び債権保全に至るまで、幅広い日本政府の関与が特徴です。

円借款事業の採択・実施手続き



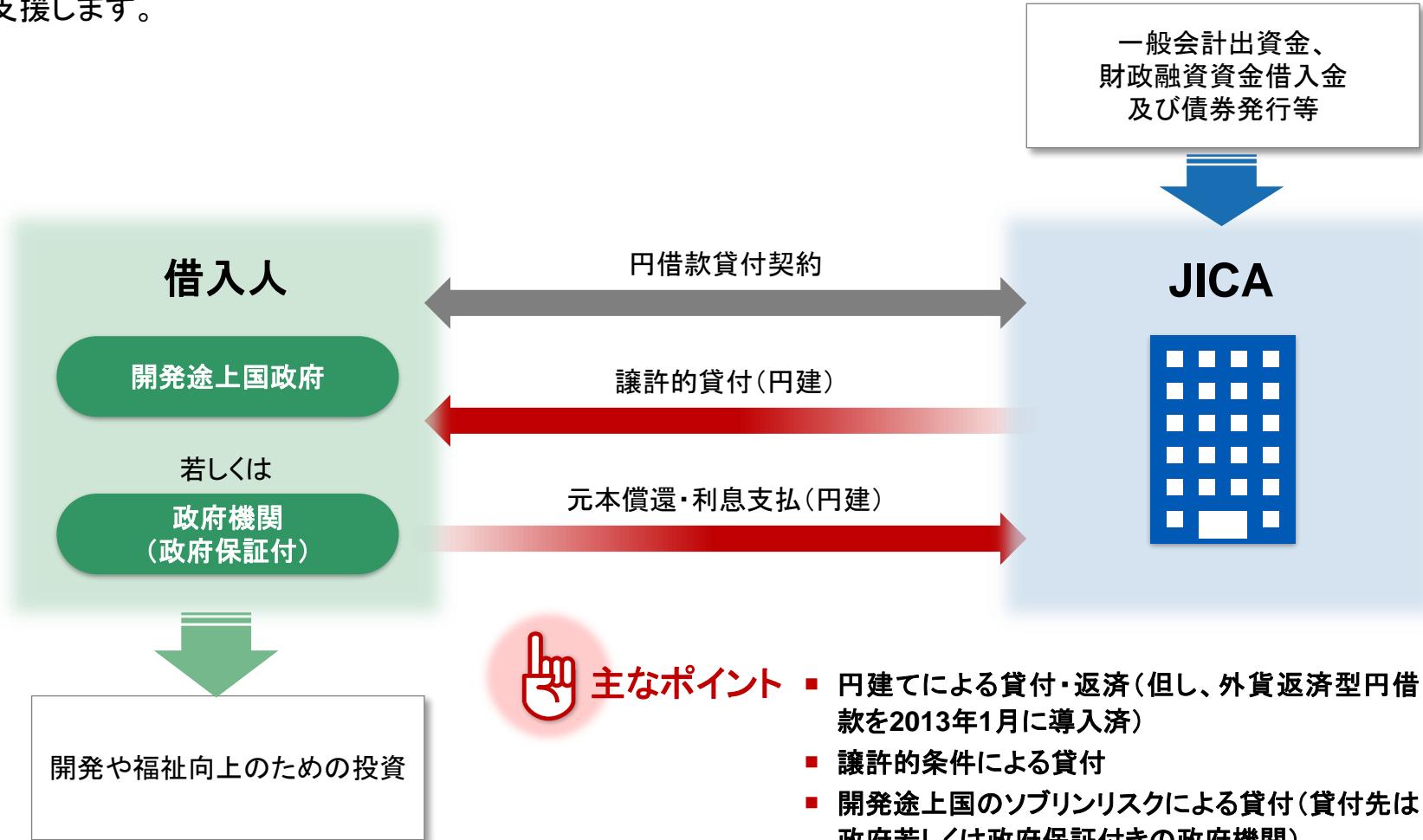
有償業務について、外務省は個別案件の採択等に際し財務省及び経済産業省と協議を行う(JICA法 第42条第3項)

(※)パリクラブ：対外債務返済の困難(国際収支困難)に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担軽減のための措置を取り決める、二国間公的債権者の非公式な会合(詳細は31ページを参照)

出所：外務省・財務省・JICA・JBIC作成資料を基にJICAが作成

III. 円借款の概要：円借款の流れ

- 円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取り組みを支援します。



III. 円借款の概要：円借款供与条件 – 主要国所得階層別分類(2019年4月改訂)

所得階層	一人当たりGNI	国名
LDC かつ 貧困国(US\$ 995以下)		アフガニスタン, イエメン, ウガンダ, エチオピア, エリトリア, ガンビア, ギニア, ギニアビサウ, コモロ, コンゴ民主共和国, シエラレオネ, セネガル, ソマリア, タンザニア, チャド, 中央アフリカ, トーゴ, ニジェール, ネパール, ハイチ, ブルキナファソ, ブルンジ, ベナン, マダガスカル, マラウイ, マリ, 南スーダン, モザンビーク, リベリア, ルワンダ
LDC 又は 貧困国(US\$ 995以下)		アンゴラ, カンボジア, キリバス, サントメ・プリンシペ, ザンビア, ジブチ, シリア, ジンバブエ, スーダン, ソロモン諸島, タジキスタン, ツバル, バヌアツ, バングラデシュ、東ティモール, ブータン, ミャンマー, モーリタニア, ラオス, レソト
低・中所得国	US\$ 996以上 US\$ 3,895以下	インド, インドネシア, ウクライナ, ウズベキスタン, エジプト, エスワティニ, エルサルバドル, ガーナ, カーボベルデ, カメルーン, キルギス, ケニア, コソボ, コートジボワール, コンゴ共和国, ジョージア, スリランカ, チュニジア, ナイジェリア, ニカラグア, パキスタン, パプアニューギニア, フィリピン, ベトナム, ボリビア, ホンジュラス, ミクロネシア, モンゴル, モルドバ, モロッコ
中進国以上	US\$ 3,896以上	アゼルバイジャン, アルジェリア, アルゼンチン, アルバニア, アルメニア, アンティグア・バーブーダ, イラク, イラン, エクアドル, ガイアナ, カザフスタン, ガボン, キューバ, グアテマラ, クック諸島, グレナダ, コスタリカ, コロンビア, サモア, ジャマイカ, スリナム, 赤道ギニア, セルビア, セントビンセント・グレナディーン, セントルシア, タイ, ドミニカ共和国, ドミニカ国, トルクメニスタン, トルコ, トンガ, ナウル, ナミビア, ニウエ, パナマ, パラオ, パラグアイ, フィジー, ブラジル, ベネズエラ, ベラルーシ, ベリーズ, ペルー, ボスニア・ヘルツェゴビナ, ボツワナ, マケドニア, マーシャル諸島, マレーシア, 南アフリカ, メキシコ, モーリシャス, モルディブ, モンテネグロ, ヨルダン, リビア, レバノン

IV. 民間連携、地方における取組：民間連携ツール

更なる市場拡大へのボトルネック	ファイナンス組成上の問題点	案件組成に係るコスト高	事業実施上の不確実性	官民のリスク分担のあるべき姿
	■期間のミスマッチ (特にインフラ) ■高い事業リスク (特にBOP) ■長期で安定的なリスク マネー提供者／レンダー の不在	■途上国市場の情報不足 ■事業実施経験不足	■完工リスク ■法令／政策／制度変更 リスク	■需要変動リスクへの対応まで取るPPP案件は限定的

途上国民間セクター支援においてJICAと連携することのメリット

開発に資する民間事業成立に不可欠な要素を、各種スキームで総合的に支援
⇒ 例：政策・制度改善、計画立案、運営維持管理指導等の技術協力

インフラを中心とし、途上国での豊富な支援実績を通じ構築した先方政府との関係を活用しリスク軽減の可能性
⇒ 例：料金政策の着実な実行の担保

途上国におけるネットワーク・知見の提供
⇒ 例：情報不足の補完(コスト／参入障壁低減)

長期でゆるやかな条件の資金提供

中小企業の海外展開における情報、知見、資金等の提供

民間連携ツール

協力準備調査
(PPPインフラ事業)

海外投融資

SDGsビジネス支援

中小企業の
海外支援展開

IV. 民間連携、地方における取組：海外投融資

海外投融資の概要

- SDGs達成に向けた開発資金の不足に対応するため、新たなODAの役割として民間資金を動員・触媒することが求められており、JICAは、SDGs達成に貢献する事業に対して、譲許的資金及びリスクキャピタルを提供し、より多くの民間投資と融資を動員することを目指します。



顧客

民間
企業

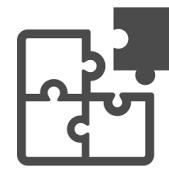
ESGへの取組みやSDGs貢献の観点からコミットメントが強く（徳が高く）、リスクの高い開発途上地域における案件を成功させる能力・知見を有する企業。なお、制度金融の役割分担に鑑み、徳の高い非日系企業も積極的に検討する。



分野

SDGs

SDGsに貢献する事業を対象とし、特に以下重点分野を優先的に検討する。
・経済開発：エネルギー、経済成長・雇用、インフラ・産業、都市開発
・社会開発：飢餓・栄養、健康、教育、水・衛生
・環境：気候変動、森林・生物多様性



商品

融資

①事業会社向け融資、②プロジェクトファイナンス、③地場銀行向け融資
一般の金融機関よりリスクを取り、かつ譲許的な融資条件で事業性を補完する。



All
JICA

総合
支援

対途上国政府向けの円借款・技術協力・無償や協力準備調査（PPPインフラ事業）（※）を総合的に活用し、All JICAで民間連携を主流化し付加価値を創出する。

（※）本邦民間法人には、海外投融資を活用した事業実施を前提に、最大1.5億円の予算で提案事業の事業計画策定を支援する「協力準備調査（PPPインフラ事業）」を用意

IV. 民間連携、地方における取組：地方における取組

日本の企業・大学・行政・市民と途上国をつなぐ

- JICAは国内15拠点を窓口に途上国と日本各地をつなぐ仕事をしています。
- 国内の企業・大学・行政・市民の皆さまが有する経験・ノウハウを活かして途上国の課題解決に貢献するべく取り組んでいます。

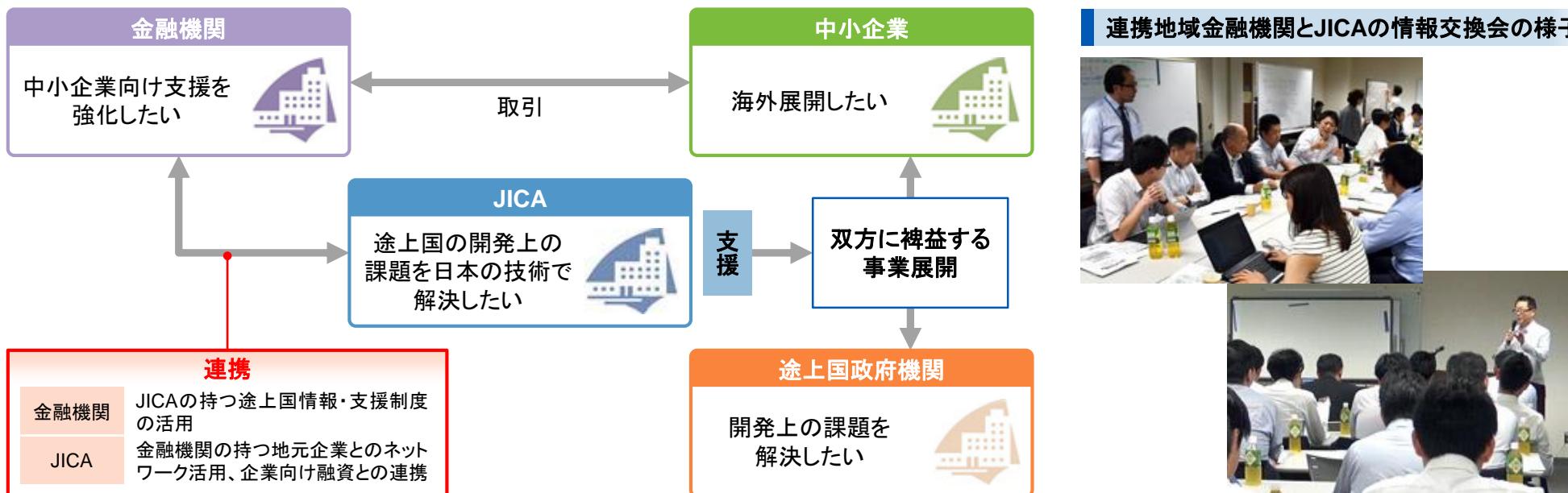


IV. 民間連携、地方における取組： 地域金融機関との連携

JICAと地域金融機関の連携

- JICAは、優れた技術や製品を持つ中小企業の海外展開をサポートし、途上国の開発・発展と日本の地域活性化を図ることを目的として、2012年から中小企業海外展開支援事業を開始しました。
- 地元企業とのネットワークを有する地域金融機関と、途上国の事情を知るJICAの協力により事業の認知・関心を高め、中小企業の海外展開を後押しするため、JICAは37の地域金融機関と連携の覚書を締結し、60を超える地域金融機関と連携を進めています。
- こうした連携の推進により、地元中小企業のJICA事業への応募や採択のみでなく、連携地域金融機関の地元中小企業に対する海外展開事業のつなぎ資金や事業資金の融資も実現しています。
- JICAでは、開発途上国の状況やJICAの中小企業海外展開支援事業に関する連携地域金融機関内のセミナー・勉強会、連携地域金融機関・JICA共催の顧客向けセミナー、両者の連携による顧客向け個別相談等も開催しています。

中小企業海外展開支援事業



IV. 民間連携、地方における取組：中小企業の海外展開支援事例

ウニの沿岸完全養殖・加工システムの事業展開に関する案件化調査

- 株式会社貝援隊(島根県出雲市)、中浦食品株式会社(島根県松江市)

フィリピン共和国の開発課題

- 雇用創出と継続的な貧困削減を実現する「包摂的成长 (Inclusive Growth)」を目指している。
- 地域漁民の生活は安定しなく、雇用がない。

中小企業の技術・製品

- 株式会社貝援隊によるウニを受精から収穫まで行う“種苗生産技術”と、中浦食品株式会社による“生産したウニのステム加工技術”。これにより、種苗生産～加工まで一貫生産することができる養殖・加工システムを導入する。

調査を通じて提案されているODA事業及び期待される効果

- ✓ 普及・実証事業にて、ウニの生産から販売までのビジネス可能性と地域住民の収入向上の実現性を実証する。
- ✓ 提案技術は通年養殖が可能で、かつ付加価値の高いウニ加工商品に仕上げるため、関連産業に従事する同国漁民の雇用の維持・確保と脆弱な経済基盤の改善(漁民の収入向上)に寄与する。

日本の中小企業のビジネス展開

- ウニの加工品は、国内外で付加価値の高い収益性のある商品であるため、①寿司ネタ向け、②その他商品向け(例: 塩ウニ加工・ウニを用いたソース・ペースト)を想定しており、実際に販路確保に向けた取り組みを行っている。また振り分けとしては、収穫物の50%は寿司ネタとして日本に輸出し、残り50%はフィリピンでの消費と世界への輸出にあてる計画である。

IV. 民間連携、地方における取組：大学等との連携

JICAと学校法人の連携

- 教育はすべての人々が等しく享受すべき基本的権利であり、持続可能な開発目標(SDGs)のすべての目標の達成を下支えする重要な役割を担っています。

共同研究・ 科学技術協力

環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題の解決を視野に、これら諸課題の解決に繋がる新たな知見の獲得及びその研究成果の社会還元を目指し、開発途上国の社会的ニーズをもとに我が国の研究機関と開発途上国の研究機関とが協力して、技術協力プロジェクトの枠組みにより国際共同研究を推進しています。



教育・人材 育成

JICAは、就学前教育から初中等教育、職業技術教育・訓練、高等教育、識字・ノンフォーマル教育に至るまで教育セクターを包括的に俯瞰し、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び」を相手国が実現できるよう協力に取り組んでいます。



SDGsへの 取組み

JICAは、日本政府の教育戦略に基づき、2030年までのSDG教育目標の達成に向けて取り組むために、2015年10月に今後5年間の教育ポジションペーパーを策定しました。「教育」はJICAが中心的な役割を果たすSDGsの10のゴールのうちの1つとなっています。



(例)アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト

- アセアン工学系高等教育ネットワークは、東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟する10か国それぞれの国における工学分野のトップレベルの26大学と、日本の14の支援大学から構成されるアジアに広がる大学ネットワークとして、2001年に発足し、アセアン地域で進む産業構造と企業活動の高度化に対応できるグローバルな工学系人材育成を目指しています。
- 本プロジェクトでは、大学間ネットワークを活用し、高度な研究・教育実施体制の整備を支援とともに、メンバー大学と産業界、地域社会との連携を強化しています。奨学金プログラム、共同研究支援、国際学術会議開催等を通して、これまでに1,400名が域内もしくは本邦大学への留学の機会を獲得し、200件以上の共同研究活動が行われています。



IV. 民間連携、地方における取組：行政との連携

JICAと地方自治体の連携

- 日本の地方自治体には、地域住民向けのサービスとして、上下水道、廃棄物処理、保健衛生・母子保健、社会福祉、農業普及、初等・中等教育、職業訓練、環境保全、公共交通といった分野で、これまで蓄積してきたノウハウと人材が豊富に存在しています。これらの経験・知見は、地方分権化が進む開発途上国において必要とされています。
- 開発途上国の中多様なニーズに応え、地域市民の方々の理解・支持・参加の下で国際協力を行うとともに、地域の国際化・活性化を視野に入れた国際協力を進めていくため、JICAは地方自治体と連携した国際協力を積極的に推進しています

(例) ミャンマー共和国ヤンゴン市における水道事業

- JICAはヤンゴン市の水道サービス向上のため、**円借款による浄水場整備、無償資金協力による緊急の漏水対策等のハード面、運営維持管理に携わる人材育成のソフト面**を支援中。
- 福岡市は水道局職員をJICA専門家としてヤンゴン市に派遣、JICAの研修員として日本に派遣されたヤンゴン市職員に短期の研修も実施。



ヤンゴン市役所にて調印式に臨むJICAミャンマー事務所長



V. 国際協力機構のESG(協力事業): 環境・社会

女性の経済的エンパワメントの推進

5 ジェンダー平等を実現しよう



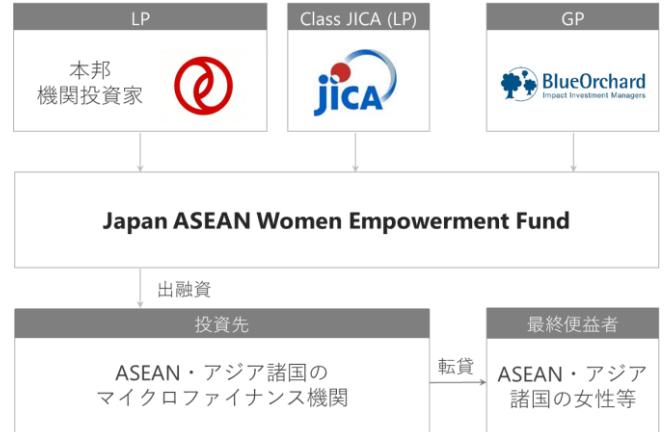
- 開発途上国では、ジェンダーに基づく差別的な慣習や法制度等によって、様々な機会や情報、資源へのアクセスが限られていることがある。
- ジェンダーの視点をあらゆる事業に取り入れることにより、格差の是正や女性のエンパワメントにつながる仕組みを展開。



(事例) インド「デリー高速輸送システム建設事業」: 女性警備員・駅員の配置や女性専用車両の導入等による安全性配慮



(事例) 日本ASEAN女性エンパワメントファンドへの出資: ASEAN諸国において、女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関(MFI)に対する資金提供を行うことにより、同地域の女性への金融アクセスの向上を図る



気候変動対策の主流化

13 気候変動に具体的な対策を



- 計画段階において気候変動対策の検討を行い、エネルギー、運輸・交通、都市開発、農業、防災、森林保全等、あらゆるプロジェクトにおいて気候変動の緩和策・適応策の視点を取り入れる「気候変動対策の主流化」を促進。
- 実績: 約7,870億円(気候変動対策分野における2017年のJICAの支援総額。内訳は緩和策52.3%、適応策46.3%、緩和・適応策横断型1.4%)

(事例) フィリピン「パッシグ・マリキナ川河川改修事業」: マニラ首都圏中心部を貫流するパッシグ・マリキナ川流域における洪水対策計画の策定及びその実施、ハザードマップ作成等



V. 国際協力機構のESG(協力事業)：社会・ガバナンス

ガバナンス面も含めた事業リスク分析及び国家経済的(社会的)観点からの事業評価

■ ガバナンス面も含めた事業リスク分析

事業の開発効果の発現を確保するため、案件審査時に、借款資金の償還可能性のみならず、政府、現地コミュニティ等のステークホルダーに関するリスク、実施機関に関するリスク(財務面・技術面の実施能力、ガバナンス体制)等を確認。

■ 国家経済的(社会的)観点からの評価

有償資金協力事業の審査時に、事業単体の財務便益の評価(財務的内部収益率(FIRR)の算出)に加え、事業の国家経済的見地からの経済便益の評価(経済的内部収益率(EIRR)の算出)も行い、総合的に事業を評価。

不正腐敗防止及び透明性の確保

■ 不正腐敗防止ガイダンス・相談窓口

贈収賄等を防止するため「JICA不正腐敗防止ガイダンス」を各種言語で作成・公開し、これを周知・活用してJICA事業の関係者に対して不正腐敗の防止を促している。また、不正腐敗情報相談窓口を設置し、常時相談を受付。

■ 円借款プロジェクトの契約における透明性の確保及び片務契約の防止

- 有償資金協力の円借款事業に関して、調達ガイドライン及びコンサルタント雇用ガイドラインを作成し、借入人による同ガイドラインの遵守を借款契約に規定することで、調達／選定過程における透明性の確保を企図。
- ガイドライン上で、国際基準であるFIDIC(国際コンサルティング・エンジニア連盟)の標準契約約款に準拠した「円借款事業に係る標準入札書類」の使用を義務化し、片務的契約を防止。

V. 国際協力機構のESG(組織全体): 環境・社会

環境方針

- 「JICA環境方針」実現のため、毎年度、各部署が部署別環境マネジメント計画を作成し、実施。2004年度に活動を開始し、2005年度にISO14001の認証を取得。2013年からISOの考え方を踏襲しつつ独自の環境マネジメント運用に切替え。

「JICA環境方針」の主な項目:

- (1)国際協力事業を通じた環境対策の推進、(2)環境啓発活動の推進、(3)オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、
(4)環境法規制等の遵守

女性の活躍及びワークライフバランス

- 職員約1,900人のうち、女性は約4割。海外赴任者における女性の占める割合は約3割
- 女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境整備
 - 女性管理職比率:2015年度末実績12.8%→2021年度末までに目標値 20.0%
 - 男性の育児休業取得率:2016年7.9%→2017年16.7%、平均取得期間4.3か月
- 2016年「女性活躍パワーアップ大賞」(主催:日本生産性本部ワーキングウーマン・パワーアップ会議)にて奨励賞を受賞
- メディアによるJICA職員のキャリアと家族生活の両立事例の紹介
 - 「ママのキャリアと昇進意欲を維持する『フェアネス』」(日経DUAL 2018年9月14日)
 - 「産む前に『復職後』示す JICAのフェアな女性登用」(日経スタイル2018年11月1日)

安全対策

- 海外で活動するJICA事業関係者が安全に、安心して活動できるよう安全対策に注力
 - 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化
 - 事業関係者等に対する行動規範の共有の徹底
 - 海外拠点等での防護措置の強化、危機発生時の対応能力強化
 - 安全対策に係る研修・訓練機会の整備と拡充

⇒JICAとの契約有無に関わらず、国際協力事業に従事する幅広い関係者に対して研修機会を提供

また、各協力事業においても、施設建設等事業に関し、現場における対策強化を実施

V. 国際協力機構のESG(組織全体): ガバナンス(1)

業務運営と業績評価の枠組み

PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクル

■ Plan

主務大臣の定める中期目標(5年間)に基づく、中期計画(5年間)と年度計画の策定

■ Do

計画に基づく業務の実施

■ Check

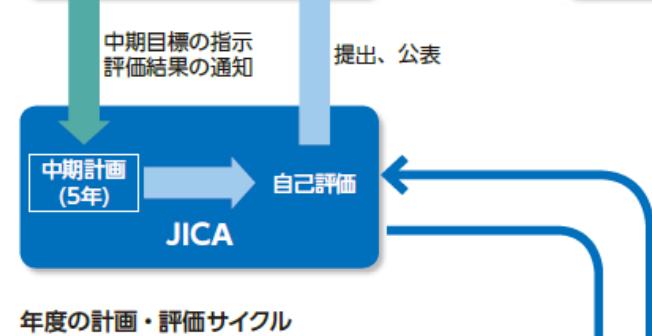
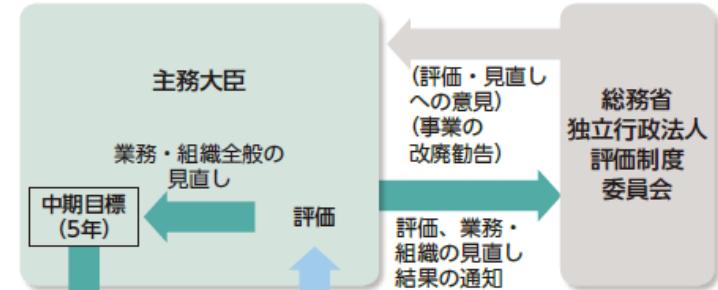
各年度及び中期目標期間終了時における、業績評価(5段階評価)の実施

- 計画の達成状況に関する業績を自己評価の上、結果を主務大臣に提出
- 主務大臣が業績を評価し、結果を通知・公表(外務省HPにて公開)
- (中期目標期間終了時)主務大臣が評価結果に基づき、業務及び組織全般にわたる検討を実施

■ Action

必要な改善・見直しを踏まえた、計画への反映、業務の実施

⇒ 業績評価を通じたPDCAサイクルを確保し、より良い業務運営を目指す



V. 国際協力機構のESG(組織全体): ガバナンス(2)

内部統制

■ 内部統制推進体制の整備

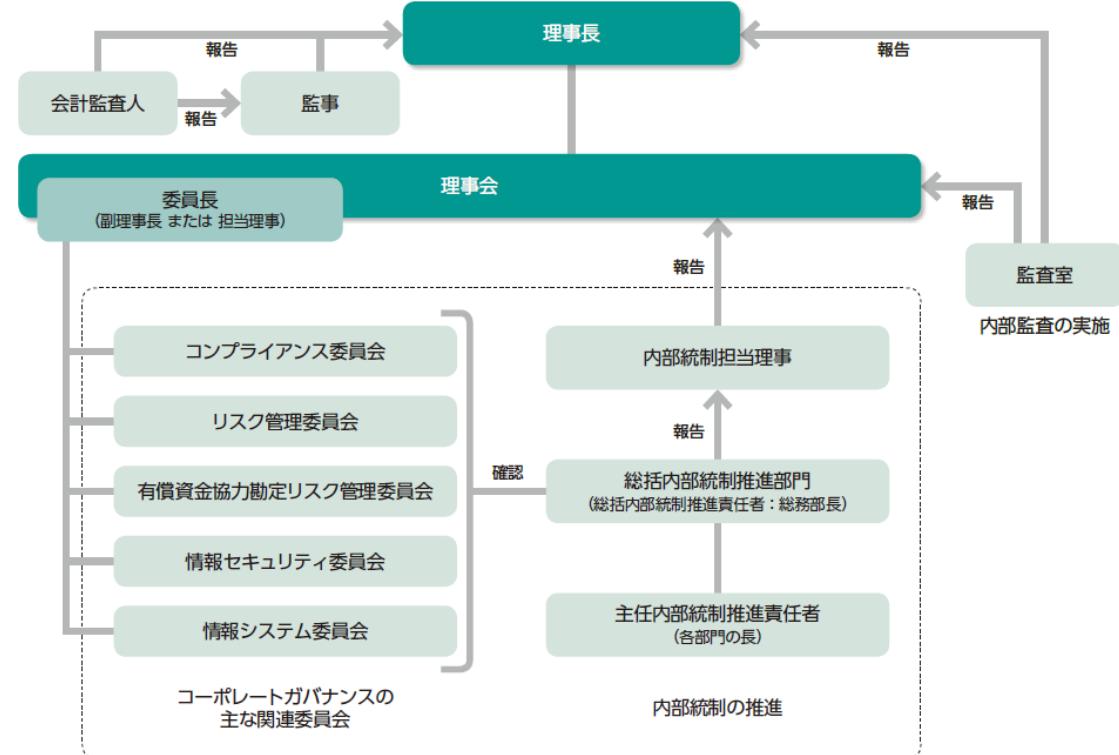
部署毎の日常的な内部統制のモニタリングに加えて、内部統制担当理事及び内部統制推進部門によるモニタリングを実施。加えて、重要な内部統制に関する事項については、委員会を設置し、審議。

■ 監査実施、結果をフォローアップ

独立部門である監査室による内部監査、監事や会計監査人による監査の実施を通じたガバナンスの質の確保

内部・外部通報制度

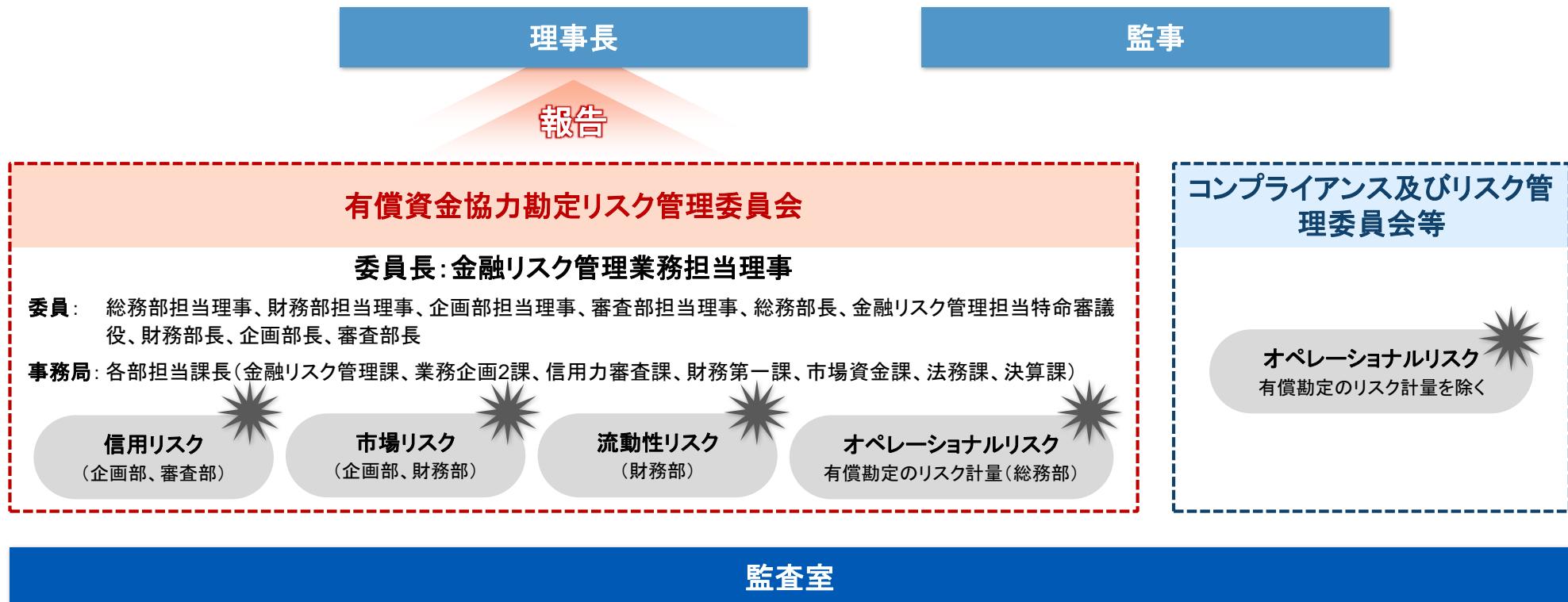
- JICAの業務運営に関する違法行為等の早期発見及び是正、JICAの業務運営の公正性の確保に資することを目的として、内部通報窓口及び外部通報窓口を設置。



V. 國際協力機構のESG: ガバナンス(3)(有償勘定の統合的リスク管理)

有償勘定のリスク管理態勢

- 有償資金協力勘定統合的リスク管理規程: 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションルリスクの管理方針を策定
- 有償資金協力勘定リスク管理委員会:
 - 委員長: 統合的リスク管理に関する重要事項を審議
 - 金融リスク管理業務担当理事
 - 審議事項: リスクの統合的な管理方針及び分析結果、管理手法等



V. 国際協力機構のESG: ガバナンス(4)(信用リスク)

有償資金協力勘定における信用リスクの特徴

- 貸出の大宗は外国政府向け(ソブリン融資)
⇒ JICAのソブリン債権は相手国の公的債務として取り扱われ、債権国会議(パリクラブ)での交渉・支援対象
- 政府の政策的要請に基づき供与額・供与先が決定される
⇒ 個別与信判断や与信集中管理の自由度が少ない(特定少数の供与先という特殊性)
- 円借款債権は長期貸出が前提
⇒ 貸出中に貸付先の政治・経済状況の変化等により債務負担能力が変化する可能性が高い

有償資金協力勘定における信用リスク管理

- 原則として全ての与信先に対して信用格付を付与。信用格付は与信先のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを実施
- 民間金融機関と同様、有償資金協力勘定においては金融検査マニュアルに沿った資産自己査定を実施し、それを踏まえて引当金を計上

債権国会議(パリクラブ)とODA債権の位置づけ

- パリクラブとは、対外債務の返済が困難となった国に対して、二国間公的債務(ODA債権及び非ODA債権)の債務再編措置を取り決めるための国際会合(フランス経済財政産業省が主催)。債権国、債務国とも政府が代表となって交渉。
- 債務国がIMFとの間で融資を伴う経済プログラムに合意している事を前提に債務再編措置(繰り延べ又は削減)を行う
- ODA債権と非ODA債権を区別しており、ODA債権は債務削減ではなく繰り延べによる対処が原則

政策的判断により債務が削減されたケースー旧JBIC経協勘定における債務救済の経緯

- 2000年に向けて最貧国の債務帳消しを求める国際世論が活発化、2002年11月、日本政府は、債務救済対象国(重債務貧困国(HIPCs)等)に対する債務救済の方法を、従来の「債務救済無償の供与」から「JBIC円借款債権の放棄」に変更することを決定
- これを受け、2002年度決算(旧JBIC海外経済協力勘定)以降、債権放棄対象額(8,764億円)について償却もしくは個別引当済み。引当や債権償却の原資として、積立金及び各年度の利益金を充当する一方、財務基盤安定の観点より2003年度以降2009年度まで交付金の形で予算上の手当てを受けた

V. 国際協力機構のESG: ガバナンス(5)(市場リスク)

有償資金協力勘定における金利リスクの主な要因

- 円借款の貸付金利(供与条件)は承諾時に日本政府によって政策的に決定される
- 円借款は事業の進捗に応じて貸付実行されるものが大半であり、貸付金利の決定のタイミングと資金調達のタイミングにずれが生じるため、この期間の金利変動リスクを負っている

ALM業務

- 金利推移モデルを使用したシミュレーションを実施。各種リスク要因への感応度の低いポートフォリオの模索
- デュレーション、BPV、GPS、EaR、ストレステストの確認・分析等リスク現況の定期的なモニタリングを通じ、リスク管理施策の調整を適宜実施

注)BPV: Basis Point Value, GPS: Grid Point Sensitivity, EaR: Earning at Risk

金利リスクへの対応

- 法制度上の手当てによる自己資本の備え ← 出資金受入、利益剰余金積立(準備金)
- 2010年度より金利スワップを実施
- 負債調達(財融借入及びJICA債)の条件多様化
- 円借款供与条件の改定(供与条件見直し頻度の増加、変動金利貸付の拡充等)

価格変動リスクへの対応

- 保有している株式は、政策目的で保有しており、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価損の変動をモニタリングしている

V. 國際協力機構のESG: ガバナンス(6)(流動性リスク、オペレーショナルリスク)

流動性リスクへの対応

- 有償資金協力勘定における資金調達は、主として政府からの資金(財政投融資及び一般会計出資金)であり、市場からの調達(JICA債及び短期借入)は限定的であることから、流動性リスクには一定の耐性がある
- 一方、資金繰りリスクとして、予期せぬ延滞の発生等が存在し得ることから、以下の対応をとっている
 - ・ 資金需要に応じた一定の手許余裕金を確保
 - ・ 短期的な資金ギャップに対応する機動的な資金調達手段として、民間金融機関からの借入枠を確保
 - ・ 余裕金運用は、「安全かつ効率的な」資産に限定して実施(通則法第47条、JICA法第36条)

オペレーショナルリスクへの対応

- 事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内拠点、海外拠点の監査を実施
- 「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員および関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めている
- コンプライアンスの推進、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めている

(参考)一般勘定予算及び決算：予算の推移

技術協力

(単位:億円)

		2017年度	2018年度	2019年度
収入	運営費交付金	1,503	1,498	1,505
	その他の収入	9	27	60
	計	1,512	1,525	1,565
支出	一般管理費	93	96	91
	業務経費	1,413	1,419	1453
	受託経費	3	1	2
	寄附金事業費	0	0	2
	施設整備費	4	9	17
	計	1,512	1,525	1,565

出所: JICA作成

(※) 億円未満は四捨五入しており、合計と内訳が一致しない場合もあります

無償資金協力事業規模(外務省予算)

※外務省実施分・JICA実施分を含む無償資金協力全体の予算

(単位:億円)

2017年度	2018年度	2019年度
1,631	1,605	1,631

(参考)一般勘定予算及び決算：2017年度決算

- 一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金
- 支出予算は、収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていない

比較貸借対照表

	2016年度末	2017年度末
流動資産	210,855	227,482
固定資産	44,101	43,849
資産合計	254,956	271,332
流動負債	164,135	199,569
固定負債	4,517	5,690
負債合計	168,652	205,260
資本金	62,452	62,452
資本剰余金	△19,057	△20,193
利益剰余金	42,909	23,813
純資産合計	86,304	66,072
負債純資産合計	254,956	271,332

比較損益計算書

	2016年度	2017年度
経常費用	246,946	238,184
経常収益	258,918	227,716
(うち運営費交付金収益)	175,834	132,494
(うち無償資金協力事業資金収入)	79,246	90,152
経常利益	11,972	△10,468
臨時損失	45	690
臨時利益	24,190	90
当期純利益	36,117	△11,068
前中期目標期間繰越積立金取崩額	501	15,372
当期総利益	36,619	4,304

出所:JICA作成

(※)百万円未満は四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります

お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 財務部 市場資金課
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
TEL:03-5226-9279
FAX:03-5226-6383
URL:<http://www.jica.go.jp/investor/index.html>

免責事項

本資料は、当機構に関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、債券の募集、販売などの勧誘を目的としたものではありません。また、本資料に記載されている機関以外の国内機関、国際機関、統計数値などにかかる情報は、公開情報などから引用したものであり、情報の正確性などについて保証するものではありません。

債券への投資をご検討される場合には、当該債券の発行にあたり作成される債券内容説明書およびその他入手可能な直近の情報などをご確認頂き、投資家の皆様のご自身の責任でご判断下さいますようお願い致します。